

中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律

(平成一六年四月二一日法律第三五号)

一、提案理由(平成一六年三月一七日・衆議院経済産業委員会)

中川国務大臣 初めに、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

中小企業をめぐる経済情勢は依然厳しく、やる気と能力のある中小企業に対する資金供給の円滑化を図ることは、引き続き重要な課題であります。

中小企業金融においては、金融機関の担保による融資が大きな割合を占めており、中小企業金融の円滑化のためには、貸付債権の証券化手法の普及により無担保融資の拡大を促すことが必要であります。

また、平成十四年十二月に成立した中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律において、政府は、平成十六年三月三十一日までに、中小企業信用保険等の業務を中小企業金融公庫に行わせるための措置を講ずることが必要であるとされております。

これが、本法律案を提案した理由であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業金融公庫法の一部改正であります。

その改正の第一点は、民間金融機関等による中小企業者に対する無担保融資の拡大を促すための業務として貸付債権等の証券化を支援する業務を中小企業金融公庫に追加する等の措置を講ずることとしております。

第二点は、中小企業信用保険等の業務を中小企業総合事業団から中小企業金融公庫に移管するための所要の措置を講ずることとしております。

第二に、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正であります。

組織関係業務の合理化等の措置を講ずるほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の設立のために必要となる措置を講ずることとしております。

……………(略)……………

以上が、これら法律案の提案理由及び要旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一六年四月一日)

根本匠君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案につきましては、民間金融機関等による無担保融資の拡大を促すための業務として貸付債権等の証券化を支援する業務を中小企業金融公庫に追加するとともに、中小企業信用保険等の業務を中小企業総合事業団から同公庫に移管する等の措置を講ずるも

のであります。

……………（略）……………

本委員会においては、去る三月十七日、三法律案に関し中川経済産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、同十九日より質疑に入り、昨日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、それぞれ採決を行った結果、賛成多数をもって、商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年三月三十一日）

政府は、現下の中小企業を取り巻く厳しい環境にかんがみ、本法施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 中小企業者に対する無担保・無第三者保証融資の機会が拡大されるよう、証券化支援制度の具体的な運用に当たっては、支援対象とする債権等について適切な支援基準を定めるとともに、貸出債権の証券化市場の円滑な拡大に資するため、中小企業者に関する適確な情報提供体制の確立等、市場の環境整備に努めるものとする。
- 二 中小企業金融公庫の業務について、現在の職員の雇用の確保に配慮しつつ、組織及び事務・事業の一層の効率化を進め、経営合理化のための適切な対応に努めるものとする。

また、証券化支援業務の実施に当たっては、適切なりスク評価体制の整備等により、財務の健全性確保に努めるものとする。

さらに、中小企業信用保険の深刻な財政悪化の現状にかんがみ、制度の円滑かつ持続的発展を図るため、財政基盤の抜本的強化のための対策を早急に講じること。

- 三 中小企業の資金調達手法については、今後もその多様化の促進に関する検討を進めるとともに、売掛債権を活用した融資の拡大のほか担保及び保証に過度に依存しない方法により中小企業金融の円滑化が図られるよう環境の整備に努めるものとする。
- 四 繊維産業対策については、今後五年間が繊維関係基金を活用した最後の改革期間であることに十分留意の上、産業構造の抜本的かつ集中的改革の積極的推進に努めるものとする。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一六年四月一四日）

谷川秀善君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案は、中小企業金融の円滑化を図るため、中小企業金融公庫について、無担保融

資を拡大するための貸付債権の証券化支援業務を追加するとともに、中小企業総合事業団から信用保険業務を移管する等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、証券化支援制度の促進に向けた取組、中小ベンチャーファンド法の対象を中堅・大企業にまで拡大した理由、信用保険財政の基盤強化策、繊維産業の振興策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して緒方委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年四月一三日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 証券化支援制度の運用に当たっては、中小企業者に対する無担保・第三者保証人不要の融資機会が拡大されるよう、支援対象とする債権等について適切な基準を定めるとともに、貸出債権の証券化市場の円滑な拡大に資するため、中小企業者に関する適確な情報提供体制の確立等、市場の環境整備に努めること。
- 二 中小企業金融公庫の証券化支援業務の実施に当たっては、適切なりスク評価体制の整備等により、財務の健全性確保に努めること。また、中小企業信用保険財政の悪化が深刻化している現状にかんがみ、制度の円滑かつ持続的発展を図るため、財政基盤の抜本的強化のための対策を早急に講ずること。
さらに、中小企業金融公庫の業務について、職員の雇用の確保に配慮しつつ、組織及び事務・事業の一層の効率化を進め、経営合理化のための適切な対応に努めること。
- 三 中小企業金融の円滑化を図るに当たっては、中小企業の実態に配慮し、セーフティネット制度の積極的な活用・充実など環境の整備に努めること。
- 四 繊維産業対策について、今後五年間が繊維関係基金を活用した最後の改革期間であることに十分留意の上、産業構造の抜本的かつ集中的改革を積極的に推進すること。
右決議する。